

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
再処理施設の廃止措置中の施設定期検査についての面談

2. 日時：令和元年11月21日 15時00分～15時45分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、後藤検査技術
専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

再処理廃止措置技術開発センター 技術部

品質保証課 マネージャー 他3名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

と以下の内容について面談を実施した。

(1) 原子力機構から、再処理施設の廃止措置中の施設定期検査項目の一つであるガラス固化技術開発施設の溶融炉に係る「台車と結合装置のインターロックの作動試験」について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・ ガラス固化技術開発施設に係る施設定期検査について、合格証の交付には至っていないが検査自体は全て終了している。
- ・ 検査項目のうち「台車と結合装置のインターロックの作動試験」については、今年6月に実施後、7月にガラス固化体製作中において、溶融炉に附属する流下ノズルが傾き、結合装置内の加熱コイルに接触したことにより漏電リレーが動作し、溶融炉が自動停止する事象が発生した。
- ・ 本検査の検査内容は、溶融ガラスの誤流下防止を目的とする台車と接合装置とのインターロック機能の確認であり、今回の事象が台車との接合装置のインターロック作動に対して影響を及ぼすものではないが、溶融炉の性能は現在維持されておらず、本事象の対策として補修工事を検討中である。
- ・ よって、「台車と結合装置のインターロックの作動試験」の検査項目について、今回の施設定期検査の項目から除外するか、補修工事を実施して溶融炉の性能を確保した後、改めて検査を受検するか検討中である。

(2) 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・ 原子力機構の考えについては承知した。施設定期検査の項目を除外するのであれば、その理由について説明するとともに、改めて検査を行うか協議の上、施設定期検査申請書に係る変更届が必要になるのであれば別途提出のこと。

6. その他

資料 施設定期検査「台車と結合装置のインターロックの作動試験」結果の扱いについて

以上